

**離乳食教室のお知らせ**

(健康福祉課)

離乳食に関する疑問や不安を  
解消しませんか？

日時 8月10日(水)

午前10時から11時30分まで

(午前9時45分受付)

場所 保健センター

対象者

4〜6カ月児とその保護者

(町内在住の方)

内容 離乳食のお話・試食

試食がありますが、離乳食用

スプーンは教室で用意します。

定員 10組(先着順)

お申し込み期限

8月8日(月)まで

お申し込み・お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

「ご存じですか。児童扶

養手当と特別児童扶養手

当 (健康福祉課)

**【児童扶養手当】**

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

手当の支給にあたっては、所得による制限があります。手当を請求する者及び同居家族の所得により、手当の全部または一

部を支給しません。

支給の対象となる児童

・父母が離婚した後、(父母)と生計を同じくしていない児童

・父(母)が死亡した児童

・父(母)が一定の障害の状態にある児童

・父(母)の生死が明らかでない児童

・父(母)が引き続き1年以上遺棄している児童

・父(母)が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童

・母が婚姻によらないで生まれた児童

・母が児童を懐児した当時の事情が不明である児童

ただし、次のような場合には

手当を受ける資格がありません。

・公的年金(遺族年金や障害者年金等)を受けることができるとき。

・遺族補償等を受けることができる場合など。

手当の額

月額 41,550円(対象児童一人 全部支給の場合)

児童数により加算があります。

【特別児童扶養手当】

精神または身体に障害のある

20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。ただし、手当を受けるためには申請

が必要です。

手当の額(障害の程度により)

2 級	1 級
月額 33,670円	月額 50,550円
身体障害者手帳 概ね3級程度 (内部疾患を含む) 療育手帳 概ねB程度	身体障害者手帳 概ね1・2級程度 (内部疾患を含む) 療育手帳 概ねA・A程度
手帳の交付を受けていなくても、上記と同程度の障害があれば手当を請求できます。	

請求者及び同居の家族等の所得により手当の全部が支給停止になる場合があります。

現在、児童扶養手当及び特別

児童扶養手当の認定を受けている方は、支給要件等の確認のため、8月1日現在の状況について8月中に現況届を提出していただきます。

お問い合わせ

社会福祉G(内線237)

今年金婚式(入籍50年

目)を迎える方へ

(健康福祉課)

9月19日(月)に高齢者福祉大会

を開催します。

その中で、今年入籍50年目を

迎えられるご夫婦をお祝いします

ので、お申し込みください。

対象者 今年度金婚(入籍50

年目)を迎えられる町内在住の

ご夫婦)

お申し込み期限

8月19日(金)までに健康福祉課

窓口にて申請してください。

注意 期日までにお申し込み

いただいた方をお祝しております

ので、対象の方は忘れずにお

申し込みください。

その他 五霞町に本籍地がない方は、戸籍謄本(婚姻期日が明記されているもの)をご持参ください。

お問い合わせ

高齢者支援G(内線239)

あぶない! 用水路やた

め池で遊ばないで!

毎年、農作業が盛んになる4

月から9月にかけて、用水路や

ため池の水位が高くなり、場所

によっては水深が1メートル以

上になる場合もあります。

痛ましい事故を防ぐため、子

どもたちが用水路やため池で遊

ばないよう、ご家族で話し合っ

ていただくとともに、こつした

場面を見かけたら、お声がけを

お願いします。

お問い合わせ

五霞土地改良区 ☎(84)0005